

「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」
に対する意見募集の結果について

令和 6 年 11 月 29 日
財 務 省

令和 6 年 10 月 9 日付で「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、2 件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。なお、本省令案に対する御意見以外の御意見（1 件）については、今後の参考とさせていただきます。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和 6 年 10 月 9 日（水）から 11 月 7 日（木）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 御意見の総数

2 件

3. 意見公募手続を実施した案からの修正

意見募集結果を踏まえ、外国為替の取引等の報告に関する省令附則第 17 条の規定の削除に係る経過措置を設けました。

4. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係

電話番号：03-3581-4111（内線 2868）

1. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>【証券金融会社¹及び短資業者²が行う証券の売買取引を外国為替業務に関する事項の報告の対象に追加することについて】</p> <p>規定の整備及び運用に当たっては、今回の改正により、対内直接投資及び対外直接投資に係る取引のモニタリングにおいて経済安全保障上の穴が発生しないように留意いただきたいと思います。</p>	御意見ありがとうございます。
<p>【新型コロナウイルス感染症に係る特例の終了】</p> <p>今回、特段特例の削除に係る経過措置が規定されていないことから、令和2年以降、本特例の規定に基づき報告をしていなかった者については、特例の終了とともに報告義務が復活し、その後各報告事項ごとに定められている日数に相当する日数を経過するまでに報告しない場合には外為法違反となる認識で良いでしょうか。特例の規定により報告を行なっていなかった場合における特例終了後の報告義務の取扱いと、仮に義務が復活する場合の報告期限についてご教示いただきたく存じます。</p>	頂いた御意見を踏まえ、本特例の規定の削除に係る経過措置を設けました。

¹ 金融商品取引法第2条第30項に規定される同法上の登録金融機関。

² 金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。